

## 食品衛生トピックス 《2014/10/22》

### ○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

平成26年10月21日付けの輸入食品安全対策室長通知によると、輸入時の自主検査において、スイス産非加熱食肉製品からリステリア菌が検出されたことを踏まえ、食品衛生法第26条第3項に基づく検査が命令されることとなりました。

#### 【リステリア菌について】

自然環境中の常在菌で、食中毒を引き起こす病原微生物です。

#### 【スイス産非加熱食肉製品のリステリア菌に係る違反の内容】

品名：非加熱食肉製品(GRISCHUNA AIR-DRIED HAM)

輸入者：〇〇〇 株式会社

製造者：FLEISCHTROCKNEREI CHURWALDEN AG(施設番号:CH

73765493)

届出数重量：42 カートン、0.84 トン

検査結果：リステリア菌 検出

届出先：成田空港検疫所

日本への到着年月日：平成26 年9月21 日

別表1

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
全輸出国	フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	—	フグの種類を鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ		亜硝酸根	別表4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ	イタリア産、シリア産、スペイン産及び米国産にあつては各々の項によること。	アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産穀付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ		アフラトキシン	別表3によること。 ただし中国産ハトムギについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス及びミックスナッツ	落花生、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギのいずれか又はその合計の含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	シアン化合物含有豆類		シアン化合物	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)		シアン化合物	別表2の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食監発第1121002号別添「タピオカでん粉中のシアン化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが含有しているおそれがあるため。
	炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造した炭酸水素アンモニウムに限る。	メラミン	別表2の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるため。

別表1

最終改正:平成26年10月21日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
イタリア	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(1DF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(1DF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ゴルゴンローラチーズ (ソフト及びセミソフトタイプに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(1DF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表2の4によること。	平成24年12月17日付け食安監発1217第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
	くり及びその加工品(くりを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを5%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
インド	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フランゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フランゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	紅茶	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	ヘキサコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ケツメイン(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)及びその加工品 (ケツメインを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	クミンの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロフェノホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。
	ひよこ豆		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
インドネシア	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表2の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2,4-D ジウロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-D及び基準値(0.02ppm)を超えるジウロンが検出されるおそれがあるため。
オーストラリア	二枚貝(タスマニア島周辺の海域で採捕されたものに限る。)及びその加工品		麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
オーストリア	西洋わさび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

別表1

最終改正:平成26年10月21日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カナダ	ロブスター(大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内の肝臓臓及び胃等を含む可食内臓部位に限る。)及びその加工品	別途指示する輸出業者から輸出されたものであって、かつ別途指示すカナダ政府が発行したロブスター管理に係る証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査手順(1DF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	亜麻及びその加工品		安全性未審査の遺伝子組換え亜麻(FP967)	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一部改正について」によること。	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一部改正について」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻(FP967)が検出されるおそれがあるため。
ガーナ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド シベルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるイミダクロプリド及び基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリンが検出されるおそれがあるため。
韓国	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途指示す韓国政府が発行したオキシロニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシロニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキシロニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工業者及び輸出業者であって、かつ別途指示す韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く(冷蔵ひらめ肉については、韓国政府の養殖ひらめの証明書及び冷蔵ひらめ肉確認証明書の2枚1組で構成されていること)。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のもの(加熱加工用を除く。)	<i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セブテンブンクータ)	別表2の8によること。	平成23年7月11日付け食安監発0711第1号「 <i>Kudoa septempunctata</i> の検査法について(暫定版)」によること。	1.0×10 <sup>6</sup> 個を超える <i>Kudoa septempunctata</i> 孢子が検出されるおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	別途指示す韓国政府が発行した原産地証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4MU/g、下痢性貝毒:0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	しじみ及びその加工品 (切り身、むき身に限る。)		エンドスルファン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.004ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれがあるため。

別表1

最終改正：平成26年10月21日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
韓国	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出されたものを除く。	フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分 である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	パプリカ(ジャンボピーマン)及びその 加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出されたものを除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分 である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	登録IDが付与され、韓国政府 の登録輸出業者から輸出 されたものを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分 である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	エゴマ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジニコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分 である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジニコナゾールが検 出されるおそれがあるため。
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	—	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無 を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)		麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出され るおそれがあるため。
コートジボ ワール	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分 である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出される おそれがあるため。
シリア	ビスタチオナッツ及びその加工品 (ビスタチオナッツを30%以上含有す るものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラ トキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれ があるため。
スイス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食するものに限る。)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品 中のリステリア検査手順(1DF標準法)」によるこ と。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
スペイン	食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品 中のリステリア検査手順(1DF標準法)」によるこ と。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	うるち米(粉を含む。)		テブコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分 である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるテブコナゾールが検 出されるおそれがあるため。
	アーモンド加工品 (アーモンドを30%以上含有するもの に限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラ トキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
	ビスタチオナッツ及びその加工品 (ビスタチオナッツを30%以上含有す るものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラ トキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれ があるため。
タイ	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮おくらを除 く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分 である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそ れがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮マンゴー及 び製造者が製造したマン ゴー加工品(冷凍カットマン ゴー及びフリーズドライマン ゴーに限る。)であって、か つ別途指示するタイ政府が発 行したクロルピリホスに係る証 明書が添付されているもの を除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分 である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出 されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮マンゴー及 び製造者が製造したマン ゴー加工品(冷凍カットマン ゴー及びフリーズドライマン ゴーに限る。)を除く。	プロピコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分 である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロピコナゾールが検 出されるおそれがあるため。

別表1

最終改正：平成26年10月21日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮グリーンア スパラガスを除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるお それがあるため。
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮バナナを除 く。	シベルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリンが検出 されるおそれがあるため。
	マンゴスチン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮マンゴスチ ンを除く。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが検出され るおそれがあるため。
	コブミカンの葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロフェノホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出 されるおそれがあるため。
	未成熟えんどう(さや用種及びスナッ プエンドウと称されるものに限る。)及 びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フルシラゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルシラゾールが検 出されるおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール トリアノホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾール及 び基準値(0.01ppm)を超えるトリアノホスが検出 されるおそれがあるため。
台湾	豚肉	別途指示する処理場にお いて処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検 出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途指示する台湾行政院農業 委員会漁業署が発行した輸 出証明書が添付されている ものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	鰻及び白焼き鰻： 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品 中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によ ること。 蒲焼き鰻： 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2 の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」に よること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるた め。
	切り身のテラピア(イズミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているも のを含む。)	現場検査において、鮮紅色 を呈することが確認されたも のに限る。ただし、平成10年 1月16日付け衛乳第6号及 び衛化第1号に基づき一酸 化炭素による処理をされて いないと判断されたものを 除く。	一酸化炭素	別表2の2によること。	平成25年4月4日付け食安監発0404第3号「鮮魚中 の一酸化炭素の検査法について」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるた め。
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アセフェート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセフェートが検出さ れるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油 脂、塩及び塩のみで調味したものを 除く。)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイ クラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるた め。
タンザニア	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出 されるおそれがあるため。

別表1

最終改正：平成26年10月21日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものであって、別途指示中国政府が発行したオキシソリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシソリニック酸	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキシソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	鰻及びその加工品		マラカイトグリーン	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		スルファメキサゾール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	スルファメキサゾールが残留しているおそれがあるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の7によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表2の5に、下痢性貝毒については別表2の6によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4MU/g、下痢性貝毒:0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	二枚貝(あさり及びはまぐりに限る。) 及びその加工品		プロメトリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロメトリンが検出されるおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	スポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。

別表1

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	加工品にあつては、別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	デイルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	別表2の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 デイルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、デイルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	デイルドリン(アルドリンを含む) エンドリン	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	デイルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	アスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アマトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアマトリンが検出されるおそれがあるため。
	にら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		メタラキシル及びメフェノキサム	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタラキシル及びメフェノキサムが検出されるおそれがあるため。
	えだまめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ウーロン茶及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フィプロニル インドキサカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.002ppm)を超えるフィプロニル及び基準値(0.01ppm)を超えるインドキサカルブが検出されるおそれがあるため。
	レイシ(ライチ)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフルベンズロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるジフルベンズロンが検出されるおそれがあるため。
	ぜんまい及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アセトクロール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセトクロールが検出されるおそれがあるため。
	ハスの種子及びその加工品 (ハスの種子を5%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	たまねぎ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		チアマトキサム	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるチアマトキサムが検出されるおそれがあるため。
食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。	
食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正：平成24年9月10日付け食安発0910第2号)に示すもの。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	放射線照射	別表2の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。	
ナイジェリア	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

別表1

最終改正：平成26年10月21日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ニュージーランド	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	ジクロロボス及びビナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるジクロロボス及びビナレドが検出されるおそれがあるため。
パラグアイ	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		カルバリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。
バングラデシュ	クミンの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロフェノホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。
フィリピン	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示するフィリピン政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホス シベルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ及び基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	アスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮おくらを除く。	テブフェノジド フルアジホップ メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジド、基準値(0.01ppm)を超えるフルアジホップ及び基準値(0.5ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
フランス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食するものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	リステリアに関する政府機関の証明書が添付されているものを除く。ただし、別途指示するものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表2の4によること。	平成24年12月18日付け食安輸発1218第4号「腸管出血性大腸菌O103の検査法について」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。 (平成25年3月14日付け食安輸発0314第2号に示すものを除く。)	腸管出血性大腸菌O26	別表2の4によること。	平成24年12月17日付け食安監発1217第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表2の4によること。	平成24年12月17日付け食安監発1217第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。	
ブルキナファソ	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。

別表1

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	とうもろこし (粉を含む。甘味種を除く。)		アフラトキシン	(1)容器包装に入れられたものについては、別表3によること。 (2)本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。(注2) ②サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。 ③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、1検体とすること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」又は平成23年8月16日付け食安監発0816第7号「トウモロコシ中の総アフラトキシンの試験法について」に示す簡易測定装置を用いた試験法によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成24年9月10日付け食安発0910第2号)に示すもの。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	放射線照射	別表2の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。

別表1

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベトナム	イカ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール フランジドン エンロフロキサシン オキシテトラサイクリン	別表2の4によること。	クロラムフェニコール、フランジドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フランジドン及びエンロフロキサシンが残留しているおそれ並びに基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれがあるため。
	水産食品 (無加熱で摂取されるもの又は国内において十分な加熱(70℃1分又はこれと同等以上)を経た上で販売されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限る。	赤痢菌	別表2の5によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
ボリビア	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ハロキシホップ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。
ミャンマー	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。
メキシコ	アボカド及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アセフェート メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセフェート及び基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	未成熟いんげん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フロニカミド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフロニカミドが検出されるおそれがあるため。
	スターフルーツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フルジオキシニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルジオキシニルが検出されるおそれがあるため。
モロッコ	セイヨウニンジンボク(学名: <i>Vitex agnus-castus</i> )の果実及びその加工品(セイヨウニンジンボクの果実を30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

(注1) 当該国以外から輸出されたものを含む。

(注2) 各検体についてアフラトキシンの検査を実施し、1検体でも陽性の検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。